

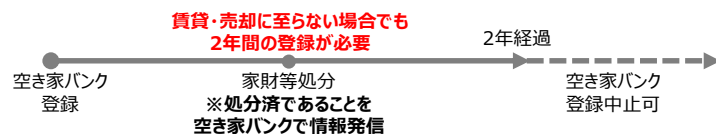
■ 申請時点で、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

✓ 欄	申請者の要件
	① 所有権を有する個人、所有者の承諾をうけた個人、空き家バンクに登録している個人である。
	② 市税を滞納していない。
	③ 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者）ではない。

✓ 欄	家財等処分の要件
	① 空き家バンクに登録している。
	② 売却又は賃貸するまでの間、継続して2年以上空き家バンクに登録する。
	<売買計画を締結している場合> ③-1 所有権移転日は申請日以降である。
	<賃貸借契約を締結している場合> ③-2 建物の引渡し日は申請日以降である。
	⑤ 市内の収集運搬業者が行う。

・家財等処分契約前に申請が必要です。

・空家法第22条第2項に基づき勧告された特定空家等は補助対象外です。



岡山市 建築指導課 空家対策推進室

☎ 086-803-1410

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

akiya@city.okayama.jp



令和8年度 岡山市空家等適正管理支援事業 家財等処分補助金

空き家の利活用促進を図るため、空き家の家財等処分費用の一部を補助する制度です。



申請受付期間 令和8年5月1日(金)から令和8年12月18日(金)まで

(令和9年2月12日(金)までに実績報告が必要です)

補助率

補助対象経費
(家財等処分費用) の1/2

補助
上限額

20万円

▼申請書類



▼空き家バンク

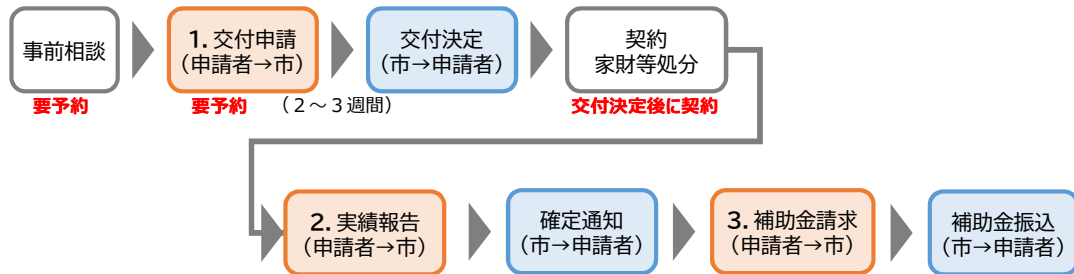


▼収集運搬業者一覧



- ・予算に達し次第受付を終了します。
- ・相談や提出は事前に予約をしてください。
- ・補助の要件や申請書類などは、市HPをご確認ください。
- ・虚偽の申請や不正があった場合は、補助金の返還をしていただくことがあります。

■ 申請の流れ



✓ 欄	1. 交付申請時に必要な書類
	① 補助金交付申請書 (様式第1号)
	② 住民票
	③ 媒介契約書の写し
	④ 空き家バンクの登録ページの写しなど (空き家バンクへの登録がわかるもの)
	⑤ 市税の滞納無証明書
	⑥ 家財等処分の見積書 (空き家の所在地、処分内容がわかるもの) (作成年月日、収集運搬業者の名称、所在地、押印があるもの)
	⑦ 処分する家財等の写真 (申請日から2か月以内の撮影日のあるもの)
	⑧ 処分する家財等の位置がわかる平面図
	<売買契約を締結している場合> ⑨-1 売買契約書の写し (所有権移転日が申請日以降であることがわかるもの)
	<賃貸借契約を締結している場合> ⑨-2 賃貸借契約書の写し (建物の引渡し日が申請日以降であることがわかるもの)
	⑩ 消費税仕入額控除確認書
	<代理受領の場合> ⑪ 代理受領 (予定・変更) 届出書 (様式第9号)
	<交付決定後に提出が必要> ⑫ 債権者登録申請書

✓ 欄	2. 実績報告時に必要な書類
	① 補助金実績報告書 (様式第6号)
	② 処分・搬出契約書の写し (契約日は補助金交付決定日以降の日付であるもの)
	③-1 家財等処分の領収書及び明細書の写し (作成日、収集運搬業者の名称、所在地及び押印があるもの。一式計上は不可)
	<代理受領の場合> ③-2 家財等処分費から補助金額を差し引いた額の領収書の写し
	<代理受領の場合> ③-3 内訳報告書 (様式第11号)
	③ 家財等処分部分の着手前、完了後の写真 (撮影日のあるもの)

✓ 欄	3. 補助金請求時に必要な書類
	① 補助金請求書 (様式第8号)
	② 補助金確定通知書 (実績報告後に市が作成するもの) の写し
	<代理受領の場合> ③ 代理受領に係る委任状 (様式第12号)

・必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります

■ 必要書類の取得について ※詳しくは、各機関へおたずねください

- ・住民票…各区役所 市民保険年金課、各支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所、市民サービスコーナーなど
そのほか、マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアで取得可能です
- ・不動産登記事項証明書(建物)…岡山地方方法務局(岡山市北区南方一丁目3番58号)
オンラインでの請求や登記情報提供サービスの利用ができます
- ・市税の滞納無証明書…各区の市税事務所 マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請ができます

■ 代理受領について

補助金を市から直接施工業者へ支払うことができる制度です。ご希望の方は、必要書類を提出してください。

